

霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務【経営改善計画策定】 公募型プロポーザル実施要領

1 実施要領について

「霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務【経営改善計画策定】公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）」は、霧島市立医師会医療センター（以下「医療センター」という。）の設置者である霧島市が「霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務【経営改善計画策定】（以下「業務」という。）」の委託に係る優先交渉権者を選定するに当たり、事業の概要や公募によるプロポーザルの手続方法等について必要な事項を定めるものである。

2 公募の目的

医療センターは、国立病院の再編に伴い、平成 12 年 7 月に旧隼人町が国から譲り受け、管理運営を公益社団法人始良地区医師会に委託する公設民営型病院として発足し、平成 18 年度からは指定管理者制度導入により、病院の管理運営を引き続き公益社団法人始良地区医師会が行っている。鹿児島県本土中央の霧島市、始良市、湧水町、伊佐市からなる人口約 23 万人の始良・伊佐二次保健医療圏の地域医療支援病院で、最新の画像診断装置や手術室を備えた急性期医療を提供するだけでなく、当医療圏に不足する高度急性期病床、回復期病床を有している。また、公的病院の使命として救急医療や小児医療にも積極的に取り組み、地域住民の幅広い要望に応えている。一方、地域医療を守るため、不採算医療を担う公立病院を取り巻く環境は、大変厳しい状況であり、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大による患者数の減少や物価高騰などの影響を受け、収益が悪化していることから、今後の方向性を再確認し、経営基盤強化に向けた取組を実施する必要がある。以上のことを踏まえ、専門的な知識及び実績に基づいた経営に係る短期・中長期的な戦略及び施策を立案し経営改善等について支援を行うことを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務【経営改善計画策定】

(2) 業務内容

別紙「霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載の内容とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 31 日まで

4 予算額（提案限度価格）

金12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 実施方式及び契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての項目を満たす者でなければならない。

- (1) 霧島市における令和6年度の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 霧島市暴力団排除条例（平成25年霧島市条例第5号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者に該当しないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (7) 医療センター同規模程度以上の他公立病院における経営改善業務および自治体における地域医療の検討等に関する実績を有すること。

7 スケジュール

項目	期日
公募の開始	3月4日(火)
質問の受付期限（事業者→市）	3月11日(火)午後5時
質問への回答期限（市→事業者）	3月17日(月)
参加申込書の提出期限（事業者→市）	3月21日(金)午後5時
企画提案書の提出期限（事業者→市）	3月24日(月)午後5時
プレゼンテーションの実施	3月27日(木)
優先交渉者決定	3月27日(木)
業務委託契約の締結	4月上旬
審査結果の通知（市→全参加事業者）	4月上旬

※ 諸事情により変更となる場合があります。

8 応募書類の提出

本業務に係る提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次に記載する方法により応募書類を提出すること。

（1）受付締切

① 参加申込書（様式 1）

令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 5 時（必着）

② その他の提出書類

令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 5 時（必着）

※①②ともに持参する場合は、土日祝を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。

（2）提出方法

① 持参又は送付（簡易書留等確実な方法）による。

※送付の場合は、「14 問合せ先」に記載の問合せ先に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。

② 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合は応募を無効とする。

③ 提出書類の要領に従って、指定された様式等により必要部数を作成し提出すること。

④ 提出書類の返却、提出期限以降における差替え及び再提出は対応しないものとする。

⑤ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。

⑥ 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を行う場合がある。

⑦ 本企画提案の参加を取下げの場合は、参加辞退届（様式 8）を書面で提出すること。

（3）提出先

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市保健福祉部健康増進課 市立病院管理グループ

（4）提出書類の作成要領

本業務の目的、仕様書の内容を十分に理解し、次の様式により企画提案書等を作成すること。

- ・ 提出書類は(5)の表のとおりとし、提出部数については、参加申込書は正本 1 部、それ以外はすべて正本 1 部、副本 9 部とする。
- ・ 提出書類の規格は、A 4 サイズとする。

（5）提出書類の様式

提出書類名	内 容	様式
参加申込書	・ 正本のみ企業代表者印（霧島市へ業者登録を行なっている印鑑。以下同じ）を押印すること。	様式 1
会社概要	・ 商号又は名称、代表者名、設立年月日、本店所在地、営業拠点数、従業員数、資本金、沿革、事業概要等を記入すること。	様式 2
業務経歴書	・ 他院において経営改善支援業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。 ・ これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること。	様式 3
業務実施体制調書	・ 本業務の実施の取組体制及び特徴を記載すること。 ・ 業務実施組織図は、提出時の組織図を記載すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記載すること。	様式 4
統括責任者及び担当者の業務実績調書	・ 他院において業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。 ・ 記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式 5
入札参加停止措置等状況調書	・ 公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。	様式 6
企画提案書	・ 企画提案は 1 者 1 案とする。 ・ A4 用紙 20 枚程度（表紙を除く）	任意様式
見積書	・ 見積書には、年間の見積金額を税抜きで明示し、消費税及び地方消費税額、税込みの見積総額を併記すること。 ・ 正本 1 部のみ提案者印を押印し、残り 9 部は複写とする。 ・ 霧島市長 中重 真一 宛で作成すること。	任意様式

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。電話、FAX、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 4 日（火）から令和 7 年 3 月 11 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出方法及び提出先

質問書【様式 7】を記載し、電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。

E-mail : kiri_hosp@city-kirishima.jp

(3) 回答方法

内容及び回答は、令和 7 年 3 月 17 日（月）に霧島市ホームページにて公表する。

10 審査について

(1) 審査方法

- ・ 当市関係職員で構成する「霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、審査（書類及びプレゼンテーション）により評価・採点を行う。
- ・ 最も高い点数を得た提案者から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、合計点数が最も高い提案者が 2 者以上の場合は、「見積額」の金額が最も低い提案者を優先交渉権者とする。それでも決まらない場合はくじ引きとする。
- ・ 優先交渉権者と霧島市は業務内容を協議し、優先的に契約交渉をする。ただし優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者に対し同様に手続きを進める。
- ・ 委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問は一切受け付けない。
- ・ 本案件に関して募集要領の公表の日から審査結果の公表の日までの間、委員会の委員や、本案件に関係する医療センター職員への接触（質問受付、企画提案書提出及び審査の場を除く。）を禁ずる。

【審査（書類及びプレゼンテーション）】

- ① 日程：令和 7 年 3 月 27 日（木）
- ② 時間、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話又はメールにより連絡する。
- ③ 発表時間等：1 提案者につき 20 分以内の発表後、質疑・応答を 15 分以内で行う。
- ④ 資料：提出書類により行う。（追加資料は認めない。）
- ⑤ プレゼンテーションを行う者：本事業に携わる統括責任者又は主担当者とする。
- ⑥ その他：出席者は 1 提案者あたり 3 名以内とし、全て提案者が雇用する従業員とする。
- ⑦ 使用機器：プロジェクター及びスクリーンは霧島市が用意する。その他、プレゼンテーションに必要な機材等は、提案者が用意すること。

(2) 審査項目及び配点 (以下、表参照)

	評価項目	配点	脚切点
① 全体評価	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10	—
	企画提案書、業務に対する知見、能力、積極性があるか。	10	—
②実施体制及びスケジュール	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な実施体制であるか。	15	6
	期間内での効果を期待できる実施スケジュールであるか。	15	6
③ 事業内容	実施方法が具体的かつ効率的で、事業の目的を達成できる提案内容となっているか。	10	4
	霧島市の経営強化プランを踏まえた、経営基盤の強化に向けて実効性かつ即効性が期待できるか。	15	6
④業務実績及び見積価格	同種の業務実績が有り、業務が確実に遂行されることが期待できるか。	10	—
	見積価格の評価	5	—
⑤その他	業務を実施するうえでの工夫や提案事項における独自性・独創性があるか。	10	—
総合計		100	

※総合点が50点に満たない場合は、失格とする。

※脚切点… ②実施体制及びスケジュール及び③事業内容の各項目について、他項目が如何に良い点であっても、脚切点に満たなければ失格とする。

※④業務実績及び見積価格のうち「見積価格の評価」の計算式は、次のとおりとする。

評価点=[最安提案価格÷提示見積価格(税込み)]×5点 (小数点以下切捨て)

(ただし、提示見積価格(税込み)>予算額の場合、0点)

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全提案者へ書面にて通知する。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、霧島市ホームページにて公表する。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結日までの間に「6. 参加資格要件」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類において虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 提出期限までに提出先に応募書類の提出がないとき。
- (4) プレゼンテーションに欠席したとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (8) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示したとき。
- (9) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (10) 一社で複数の提案をしたとき。
- (11) 法令並びに霧島市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (12) 委員会の委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めたとき。
- (13) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、委員会が失格であると認めたとき。

12 契約に関する基本的事項

- (1) 受託候補者となった者と、令和7年4月の契約締結を目途に契約手続きを行う。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案書をもとに、霧島市と詳細を協議する。この際、改めて霧島市から提案内容の説明を求める事がある。契約内容及び仕様を確定させた後に再度見積書を聴取し契約を締結する。
- (3) 契約保証金は、霧島市契約規則（平成17年11月7日規則第63号）の定めるところによるものとする。

13 その他

- (1) 委員会の構成、応募者名等の内容についての質問は、一切受け付けない。
- (2) 申込者は、本案件の選定結果に関する通知後に選定結果又は本募集要項の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 要領に定めのない事項は、関係法令に定めるところにより処理する。
- (4) 提案書類の作成、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限るものとする。
- (5) 提出書類の作成及び提出等に係る費用並びにプレゼンテーション審査への参加

等の本プロポーザル実施に係る費用は、提案者の負担とする。

(6) 本事業については、「霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務」として「経営改善計画策定」の業務であるため、今後、この計画に沿った「経営改善実行支援」の業務を別途契約することとなる。なお、その際は「霧島市立医師会医療センター経営強化プラン（令和5年3月策定）」の改定版策定業務も含むこととする。

(7) 本プロポーザルは、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、受託候補者との業務委託契約は予算成立後に効力が生じる事業である。そのため、議会において当初予算案が否決された場合は、プロポーザルを中止する場合がある。

14 問合せ先

霧島市保健福祉部健康増進課 市立病院管理グループ

住所：〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

電話：0995-45-5111（内線2211）

E-mail：kiri_hosp@city-kirishima.jp